

平成 28 年 11 月 7 日

陳 述 書

今回住民監査請求を提起した 2 件の入札「道の駅設計委託業務」「橋梁修繕委託業務」においていずれも失格判断基準を導入し、「ダンピングのおそれ」や「契約の不履行のおそれ」を理由に、一番低い価格で入札した、前者においては株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所が、後者においてはパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社が失格となっている。この失格理由について以下(1~4)で検証する。

1、失格理由とされるダンピング(不当廉売)について公正取引委員会はすべての業種に適用される一般指定第6項で次の通り規定している。

一般指定第6項「不当廉売」とは

正当な理由がないのに商品又は役務を、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあること。

そして不当廉売規制の目的は、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、事業者が創意により良質・廉価な商品または役務を供給しようと努力を助長しようとするものである(事実証明書4)。要するに

①市場価格を下回り、且つ、原価を下回る価格であるかどうかはダンピングの基準となる。

②ダンピングとは、相当期間にわたって繰り返して廉売を行うことである。③不当廉売規制の目的は、公正な競争秩序を維持することにある。

以上の法的観点から検証すると、株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所とパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社の入札価格はダンピングであるか否かが調査されておらず、ダンピングだと証明されていない。したがって失格とすることは不当である。

2、低入札価格調査(事実証明書5)において、合流式下水道改善計画見直し業務は予定価格の 39.8%の入札価格で落札している。野田処理場施設再構築送水管渠等基本設計業務においては予定価格の 26.1%の入札価格で落札している。2 件とも財務部契約検査課低入札価格調査及び審査会上下水道部会では「当該入札価格で適正な履行が可能であると認められた。」としている。これらをはじめとして過去のすべての低入札価格調査においてダンピングや不履行は認められていない。データストック

等のコスト削減が適正に行われておりすべての案件の業務は完結している。

このことから本件 2 件を、失格判断基準額を下回ったからと言って契約不履行のおそれがあるとは言えない。したがって失格としたことは不当である。

3、「管渠実施設計業務その4(植田地区)」(事実証明書6-1)は、予定価格11,810,000円に対して失格判断基準は6,312,810円に設定してある。中部復建株式会社東三河営業所は失格判断基準を1円下回る6,312,809円で入札し失格となっている。一方「橋梁調査予備設計委託業務1」(事実証明書6-2)は、予定価格21,070,000円に対して失格判断基準10,579,234円に設定してある。中央復建コンサルタント株式会社中部支社は設定された失格判断基準と同額の10,579,234円で入札し適正価格として落札している。この事例から豊橋市は、失格判断基準から1円の上下によって適正価格かダンピングかの判断をしていることが読み取れる。しかし、そんなことは常識的にあり得ない話であり、この1円に「ダンピングのおそれ」を裏付ける合理的理由はない。

4、豊橋市は、失格判断基準を平成 28 年度に1,000 万円以上から 500 万円以上の入札に変更した。そして「物件調査委託業務(その4)」(事実証明書7-1)では予定価格750,000円であるから失格判断基準は導入されず345,000円で落札された。ここでは予定価格の 46.0%である。一方「物件調査委託業務(その5)」(事実証明書7-2)は予定価格13,730,000円で失格判断基準が7,505,913円に設定された。ここでは予定価格の52.4%の7,200,000円で入札した株式会社三河建設コンサルタントは失格となった。物件調査委託業務(その4)と同(その5)は同種の業務である。このことから失格者が「ダンピングのおそれあり」の判断には根拠はなく、適正な入札価格による入札者が不当に失格にされていることは明らかである。3の事例も同様である。

まとめ

以上 1~4 から本件 2 件の入札(「道の駅設計委託業務」「橋梁修繕委託業務」)において 2 業者(株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所とパシフィックコンサルタント株式会社中部支社)を不当にダンピングだ、として豊橋市は失格にした。地方自治法第 2 条 14 項と地方財政法第 4 条第 1 項に違反する支出となる。

違法性、不当性がないとするならば失格となった 2 業者(株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所とパシフィックコンサルタント株式会社中部支社)の入札価格を調査・検証し、ダンピングや契約不履行の根拠を示すべきである。

添付した事実証明書

4: 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(公正取引委員会作成)

5: 低入札価格調査書 (豊橋市作成)

6 - 1 : 管渠実施設計業務その 4 (植田地区) 入札結果 (豊橋市作成)

6 - 2 : 橋梁調査予備設計委託業務 1 入札結果 (豊橋市作成)

7 - 1 : 物件調査委託業務 (その 4) 入札結果 (豊橋市作成)

7 - 2 : 物件調査委託業務 (その 5) 入札結果 (豊橋市作成)